

調査票情報のオンサイト利用

1 オンサイト利用の概要

法第 33 条及び第 33 条の 2 の規定に基づく調査票情報の提供については、調査対象の秘密の保護及び国民の統計調査に対する信頼の確保を前提として、証拠に基づく政策立案（EBPM）や学術研究の発展等に資するため、利用者の利便性にも考慮しつつ適切に運用することが必要となっている。

調査票情報のオンサイト利用は、探索的・創造的な研究と個人や企業等の情報保護の両立が可能となるよう、情報セキュリティを確保したオンサイト施設^{（注7）}を統計センターと連携する大学、行政機関及び学術研究機関等に設置し、リモートアクセスにより調査票情報の提供を可能とする仕組みである。

（注7） データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど、高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設

2 中央データ管理施設

(1) 中央データ管理施設の管理者

オンサイト利用に当たっては、調査票情報やこれに付帯するドキュメント等を一元的に管理するため、中央電子計算機及び周辺機器等が設置された施設（以下「中央データ管理施設」という。）が必要であり、情報セキュリティの確保に万全を期す必要がある。また、利用者の利便性、提供機関の事務負担の軽減等を図る観点から、調査票情報の利用の申出・審査等の窓口は、中央データ管理施設の管理者が一元的に担うことが効率的である。

このため、中央データ管理施設の管理者は、政府共通の基盤として、調査票情報等の提供及び活用に関して中核的な役割を担う統計センターが担うものとし、提供機関からの委託を受けてオンサイト利用に係る事務を行う。

また、統計センターを所管する総務省は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 9 第 1 項の規定に基づき、統計センターが達成すべき業務運営に関する目標にオンサイト利用を位置付けるなど必要な措置を講ずる。

なお、提供機関は、当該機関内における対応の統一化及び運用体制の明確化を図るため、申出者や中央データ管理施設の管理者に対する一元的窓口機能及び調整機能を果たす窓口組織を指定する等の運用を行う。

(2) 中央データ管理施設の管理者の業務

提供機関は、オンサイト利用による調査票情報の提供に係る下記の事務について、別紙様式第 1 号を参考に中央データ管理施設の管理者である統計センターに委託する。

また、当該委託に当たっては、複数の統計調査をまとめて行うものとするが、

利用に供する統計調査や対象年次ごとに窓口組織や担当部課などの連絡先を別に定める。

なお、中央データ管理施設の管理者は、事務の円滑な実施に必要な範囲において、あらかじめ提供機関の承諾の下、第三者に事務の一部を委託することができるものとする。

- ① 調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの保管・管理に関する事務
- ② オンサイト利用に必要な中央電子計算機、申出者がオンサイト施設で用いる認証装置、利用システム及び分析ソフトウェアその他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務
- ③ オンサイト施設の認証、管理者の登録に関する事務
- ④ 次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関する事務
 - ・ 申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
 - ・ 申出者からの提供依頼の受付、審査等に関する事務
 - ・ 審査結果の申出者への連絡に関する事務
 - ・ 法第 38 条に基づく手数料の納付に関する事務
 - ・ 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務
 - ・ 分析結果等の提供に当たっての内容の確認に関する事務
 - ・ ネットワークカメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務
- ⑤ 次に掲げる事務その他の申出者に係る情報セキュリティの確保に関する事務
 - ・ 中央電子計算機等の使用許可に関する事務
 - ・ オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務
 - ・ 利用状況の確認に関する事務
- ⑥ 次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係る情報セキュリティの確保に関する事務
 - ・ 中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務
 - ・ オンサイト施設の定期検査に関する事務
 - ・ オンサイト施設における利用者の認証に関する事務
 - ・ オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務
- ⑦ 申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務
- ⑧ ①から⑦までの事務に付帯する事務

3 オンサイト施設

(1) オンサイト施設基準

中央データ管理施設の管理者は、提供機関の承諾の下、オンサイト施設の情報セキュリティに係る認証及びオンサイト施設の管理者の登録に関する基準

として「オンサイト施設基準」を定める。

また、オンサイト施設の管理者は、所属する組織が定めるセキュリティ・ポリシー等にも留意しつつ、オンサイト施設基準を満たす施設を設置するものとする。

(2) オンサイト施設管理者の登録等

中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設基準に基づき、オンサイト予定施設の内容や施設管理の責任体制など、情報セキュリティに係る認証を行った上でオンサイト施設の管理者を登録するものとする。

また、当該登録に当たっては、中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者との間で次に掲げる事項について別紙様式第2号を参考に「オンサイト施設運用要綱」として取り決める。

なお、中央データ管理施設の管理者は、複数の提供機関から委託を受けた場合や共管統計調査を含め複数の統計調査の調査票情報を扱う場合も併せて一つの要綱を定めればよいものとし、当該要綱を定めた場合は、速やかに行政機関又は指定独立行政法人等に対し報告するものとする。

- ① オンサイト施設の機器に調査票情報及びこれを加工したデータを保管せず、学術情報ネットワーク（SINET）等を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンクライアント方式により、調査票情報等を当該施設における利用に供すること。
- ② オンサイト施設の管理者は、施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室の管理を実施すること。また、中央データ管理施設の管理者からオンサイト施設の認証を受けること。ただし、特別の管理要員の配置は不要であること。
- ③ オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた申出者に限定すること。ただし、中央データ管理施設の管理者に事前に承諾を得た場合はこの限りではないこと。
- ④ ②及び③のほか、オンサイト施設の管理者は、情報セキュリティの確保の観点から、中央データ管理施設の管理者との協議の上、申出者に対するオンサイト施設の利用に係る規律を定め、必要な措置を講じること。
- ⑤ 中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設について、ネットワークカメラ等を用いた監視のほか、情報セキュリティの確認のための入室その他必要な管理・監視を行うこと。また、オンサイト施設整備の際など適時に、中央データ管理施設の管理者がその他情報セキュリティの確保のための措置を講じること。
- ⑥ 中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設から、中央データ管理施設の管理者が保有する中央電子計算機等へのアクセスを許可すること。
- ⑦ 次に掲げる事項を含む中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者等との間の費用の分担に関する事項。なお、オンサイト施設の管理者が負担すべき費用について、申出者から一定の負担を求める場合は、中央デ

ータ管理施設の管理者の承諾を得ること。

- ・ オンサイト施設の設備や、施設に付帯する情報管理のための装置等（パーソナルコンピュータ、ネットワークルータ、ネットワークカメラ・映像データ保存用ディスク）は、原則としてオンサイト施設の管理者が保有し、これらに要する費用（電気代、通信代を含む。）を負担すること。
- ・ オンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者に対して、回線維持に要する費用その他必要な費用を支払うこと。

- ⑧ オンサイト施設の管理者は、オンサイト施設内で調査票情報の漏えいなど情報・システム管理に係る事故があった場合は速やかに中央データ管理施設の管理者に報告するとともに、当該事故の責任が、申出者又は中央データ管理施設の管理者が負うものではない場合はその責任を負うこと。

なお、オンサイト施設の管理者は、調査票情報に直接アクセスするものではないことから、調査票情報の利用者には該当しない。また、調査票情報の保管や提供を行うものにも該当しないことから、中央データ管理施設の管理者との間で互いの施設の利用等を許可する関係となる。

4 その他

中央データ管理施設の管理者は、申出者やオンサイト施設の管理者が必要な分析ソフトウェアについて、当該ソフトウェアの提供を行う者との間で、要件など利用許諾等必要な事項を定めることができる。この場合において、申出者やオンサイト施設の管理者に対して、協力を求めることができる。

また、中央データ管理施設の管理者は、提供機関の承諾の下、申出者の利用の便宜を図るため、調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの加工・作成（例えば、ファイル形式の変換や項目名の調査票情報への付与など）を行うことができる。

別紙様式第 1 号

〇〇〇〇は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 37 条の規定に基づく法第 33 条の 2 第 1 項に規定する調査票情報の提供に係る事務の全部並びに法第 32 条及び第 33 条第 1 項の規定に基づき行うオンサイト施設による調査票情報の利用及び提供に係る事務について、次に定める「中央データ管理施設要綱」により、中央データ管理施設の管理者である独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）に委託するものとする。

中央データ管理施設要綱

（目的）

第一条 本要綱は、法第 32 条、第 33 条第 1 項及び第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づく調査票情報の利用及び提供に関する運用の円滑化を図るため、センターが行う事務を定め、安全かつ円滑に統計調査の調査票情報をオンサイト施設で利用に供することを目的とする。

（定義）

第二条 本要綱で用いる用語の定義は、「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成 20 年 12 月 24 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に従うものとする。

（事務）

第三条 センターは、次に掲げる事務を行う。

- 一 調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの保管・管理に関する事務
- 二 オンサイト利用に必要な中央電子計算機、申出者がオンサイト施設で用いる認証装置その他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務
- 三 オンサイト施設の認証、管理者の登録に関する事務
- 四 次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関する事務
 - （一） 申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
 - （二） 申出者からの提供依頼の受付、審査等に関する事務
 - （三） 審査結果の申出者への連絡に関する事務
 - （四） 法第 38 条に基づく手数料の納付に関する事務
 - （五） 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務
 - （六） 分析結果等の提供に当たっての内容の確認に関する事務
 - （七） ネットワークカメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務
- 五 次に掲げる事務その他の申出者に係る情報セキュリティの確保に関する事務
 - （一） 中央電子計算機等の使用許可に関する事務
 - （二） オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務
 - （三） 利用状況の確認に関する事務
- 六 次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係る情報セキュリティの確保に関する事務

る事務

- (一) 中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務
- (二) オンサイト施設の定期検査に関する事務
- (三) オンサイト施設における利用者の認証に関する事務
- (四) オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務

七 申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務

八 業務状況の報告に関する事務

九 第一号から前号までの事務に付帯する事務

2 センターは、前項に掲げられる事務のほか、〇〇と協議の上、関係する事務を行うことができる。

(秘密の保護等)

第四条 センターは、前条に定める事務を行う際には、情報セキュリティの確保に万全を期し、秘密の保護を確保しなければならない。

(事故の報告及び責任)

第五条 センターは、オンサイト施設においてセキュリティに関する事故があった場合は速やかに報告するとともに、当該事故の責任が、オンサイト施設の管理者又は申出者が負うものではない場合はその責任を負わなければならない。

(対象となる統計調査等)

第六条 〇〇は、調査票情報の提供等の対象となる統計調査、その対象年次及び調査実施者側の窓口（以下「統計調査等」という。）に関する一覧表をセンターに示すものとする。

2 前項の規定は、統計調査等に変更がある場合も同様とする。

3 センターは、統計調査の調査票情報以外のデータについても保管・管理を行うことができる。この場合において、本要綱を準用する。

(センターからの委託)

第七条 センターは、第三条に定める事務を行う場合に、当該事務を円滑に行うために必要な範囲において、あらかじめ〇〇の承諾を得て、第三者に委託して事務を行うことができる。

(要綱の有効期限等)

第八条 本要綱の有効期間は、締結時から2年間とする。ただし、有効期間を満了する日の6月前までに双方において解除の申出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、以降についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、〇〇又はセンターのいずれかが解約を申し出、協議の上、合意が得られたときは、本要綱は終了するものとする。

(費用の負担)

第九条 本要綱に基づきセンターが行う事務に要する費用については、別に定める。

(オンサイト利用に係る運用要領)

第十条 本要綱に基づく事務の詳細は、協議の上、運用要領を定めることができる。

オンサイト施設運用要綱

中央データ管理施設の管理者たる独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）とオンサイト施設の管理者たる〇〇は、オンサイト利用による統計調査の調査票情報の提供について、「中央データ管理施設要綱」に基づき、次のとおり、オンサイト施設運用要綱（以下「本要綱」という。）を定める。

（目的）

第一条 本要綱は、統計法（平成19年法律第53号）第33条及び第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供について、オンサイト施設を利用した場合の運用を円滑に行うため、センターとオンサイト施設の管理者に関する権利及び義務の内容を定め、安全かつ円滑に調査票情報をオンサイト施設で利用に供することを目的とする。

（定義）

第二条 本要綱で用いる用語の定義は、「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に従うものとする。

（オンサイト施設の認証）

第三条 オンサイト施設の管理者は、オンサイト施設の運用を開始するに当たり、事前にオンサイト施設の管理体制、施設概要及びレイアウト並びに設置機器の仕様について、センターの認証を受けるものとする。

（オンサイト施設の管理者の義務）

第四条 オンサイト施設の管理者は、次に掲げる事項について義務を負う。

- 一 オンサイト施設の機器に調査票情報及びこれを加工したデータを保管せず、学術情報ネットワーク（SINET）等を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンクライアント方式により、調査票情報等を当該施設における利用に供すること。
- 二 オンサイト施設について、施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室の管理を実施すること。ただし、特別の管理要員の配置は不要であること。
- 三 オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた申出者に限定すること。ただし、中央データ管理施設の管理者に事前に承諾を得た場合はこの限りではないこと。
- 四 上記二及び三のほか、オンサイト施設の管理者は、情報セキュリティの確保の観点から、センターとの協議の上、申出者に対するオンサイト施設の利用に係る規律を定め、必要な措置を講じること。

（センターの事務）

第五条 センターは、次に掲げる事務その他「中央データ管理施設要綱」に定められた事務を行うものとする。

- 一 オンサイト施設について、ネットワークカメラ等を用いた監視のほか、情報セキュリティの確認のための入室その他必要な管理・監視を行うこと。また、オンサイト施設整備の際など適時に、情報セキュリティの確保のための措置を行うこと。
- 二 オンサイト施設から、センターが保有する中央電子計算機等へのアクセスを許可すること。

(費用の負担)

第六条 オンサイト施設の管理者は、以下に掲げる事項の費用を負担するものとする。

- 一 オンサイト施設の設備及び当該設備に付帯する情報管理のための装置（パーソナルコンピュータ、ネットワークルータ、ネットワークカメラ・映像データ保存用ディスク）の保有及び運用に関する費用
 - 二 回線維持に要する費用その他接続に要する費用とセンターが認める費用
- 2 前項の規定にかかわらず、オンサイト施設の管理者が負担すべき費用は、オンサイト施設の管理者は申出者から徴収して支払うことができる。この場合において、あらかじめ、オンサイト施設の管理者はセンターの承諾を得なければならない。
- 3 第一項の規定は、本要綱が終了した場合も、その時点で履行されていない場合は、センター及びオンサイト施設の管理者はこれを履行しなければならない。

(事故の報告及び責任)

第七条 オンサイト施設の管理者は、オンサイト利用に関し障害等が生じた場合は速やかに中央データ管理施設の管理者に報告するとともに、当該障害等の責任が、申出者又はセンターが負うものではない場合はその責任を負わなければならない。

(要綱の有効期限等)

- 第八条 本要綱の有効期間は、締結時から2年間とする。ただし、有効期間を満了する日の6月前までに双方において解除の申出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター又はオンサイト施設の管理者のいずれかが解約を申し出、協議の上、合意が得られたときは、本要綱は終了するものとする。
- 3 第一項及び第二項の規定にかかわらず、オンサイト施設の管理者が、本要綱の規定に違反した場合は、センターは、本要綱を終了できるものとする。

(オンサイト施設運用要領)

第九条 オンサイト施設の管理者が必要と認める場合は、センターと協議の上、オンサイト施設運用要領を定めることができるものとする。